

運航基準

2024年（令和6年）10月 1日

大分臨海興業株式会社

第1章 目的

第2章 運航の可否判断

第3章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、不定期通船の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地点付近の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。但し、水先人やバースマスターの判断により着岸作業を行う場合はこの限りではない。

気象・海象 港名	風速	波高	視程
大分港外	15 m/s以上	2.0 m以上	300 m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。但し、水先人やバースマスターの判断により着岸作業を行う場合はこの限りではない。

風速 15 m/s以上	波高 2.0 m以上
-------------	------------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、周囲の気象・海象（視程を含む）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が300m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(着岸の可否判断)

第4条 船長は、着岸予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、着岸を中止し、適宜の海域での錨泊その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・海象 港名	風速	波高	視程
大分港外	15 m/s以上	2.0 m以上	300 m以下

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図及び海図等に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 標準航行経路（発着場と泊地間の標準経路）
- (2) 地形、水深、潮流等から、航行上特に留意すべき箇所
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。

3 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

（基準経路）

第6条 基準経路は、運航基準図及び海図等に記載のとおり

（速力基準等）

第7条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速 力	毎分機関回転数	全船共通
最微速	0.1ノット	380 rpm	
微 速	1.0ノット	380 rpm	
半 速	5.0ノット	380 rpm	
航海速力	10.0ノット	500 rpm	

（通常連絡等）

第8条 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

（連絡方法）

第9条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	船舶調整センター	150Mz港内無線、船舶電話、携帯電話
(2)	緊急の場合	船舶調整センター及び、本社	150Mz港内無線、船舶電話、携帯電話

（機器点検）

第10条 船長は着岸前、岸壁手前100m等、港内の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も離着岸を繰り返す場合も同様である。

（記録）

第11条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航日誌及び航海日誌に記録するものとする。